

10) 給付金の種類について

この制度による給付金の種類はつぎのとおりです。

1. 退職金

被共済者が退職したときに口数および加入期間（退職日の属する月まで）に応じて計算される金額を被共済者にお支払いします。

- ① 給付金額は一般社団法人 電器販売店従業員退職金共済会 共済規程（以下退職金共済規程）別表1 給付額表によります。

〔ただし、加入1年未満の退職者には〕
給付はありません。〕

- ② 増額部分の給付金額は退職金共済規程別表2 給付額表（増額分）によります。

- ③ 過去勤務分の給付金額は、過去勤務掛金納付期間中は退職金共済規程別表2の給付額表の金額（規定に基づく早見表2のとおり）。過去勤務掛金納付完了後は納付完了時の給付額に年0.65%の複利による元利合計額となります。

- ④ 改正日（平成15年10月1日）現在、既に加入されていた方は、それまでに払込まれた掛金については、改正日時点での給付額を確定し、改正日以降年0.65%の複利による元利合計額となります。改正日以降の掛金については、退職金共済規程別表2 給付額表による給付額となります。

2. 退職年金

（退職金に代えてお支払いします）

被共済者が加入10年以上かつ年齢満60歳以上で退職したときに、退職金にかえて10年確定年金を選ぶことができます。

- ① 退職年金月額を上記1.の退職金を年金現価率（注）（114.27035）で除した金額です。
- ② 年金月額が1万円以上（退職金約115万円相当以上）の場合に年金を選べます。

- ③ 退職年金は10年間被共済者にお支払いします。受給期間中にご本人が死亡されたときは残りの期間ご遺族にお支払いしません。

- ④ 支払時期は年2回（6月、12月の各1日）。1回につき6ヶ月分をまとめてお支払いします。ただし、第1回年金支払日は、退職日、請求書の提出日により、上記以外となる場合もございます。

（注）年金現価率とは今後毎月1万円ずつ10年間年金をお支払いする場合に年1.0%で複利運用したとして、その原資（現時点でいくら必要か）を求めた率です。（令和元年7月現在）

3. 死亡退職金

被共済者が死亡退職したときは死亡退職金をご遺族にお支払いします。（加入期間1年未満も対象となります。）

死亡退職金の額は上記1.の退職金に加入口数（死亡退職時の掛金納付口数）1口当り4万円を加算した金額。

〔ただし、納付掛金口数には過去勤務掛金の〕
口数は含みません。〕

4. 解約手当金

契約が解除されたときは、被共済者に解約手当金をお支払いします。この解約手当金の金額は退職金と同額です。

契約解除になるのはつぎのような場合です。

〈本会が解除する場合〉

- ① 事業主が3ヶ月分以上掛金の納付を怠ったとき。
- ② 被共済者が法人の役員になったとき、あるいは事業主である個人と生計を一にする親族に該当することとなったとき。
- なお、税法上、通常は「退職所得」となりますが、販売店の退職金規定（内規）で「役

員昇格時に退職金を支払わない」としている場合は「退職所得」でなく「一時所得」となります。

- ③ 販売店に本会の事業を妨げ又は妨げようとする行為があったとき。
- ④ 販売店が家庭電気器具販売業を営むものでなくなったとき。
- ⑤ 被共済者が不正行為により退職金または解約手当金の支給を受け、または受けようとしたとき。

〈事業主が解除する場合〉

- ① 掛金の払込みを継続することが著しく困難であると本会が認めたとき。
(販売店の実情の理由書を必要とします)
- ② 被共済者全員の同意を得たとき。
(被共済者の同意書が必要)

※被共済者の不正受給の場合における解約手当金は特別の事情がない限り支給されません。

